

訂正箇所	正誤区分
<p>特記仕様書</p> <p>3頁</p> <p>6.土取場及び土の仮置き場に関する事項</p>	<p>誤</p> <p>6-2-4 補償費等 本特記仕様書6-1-1に示す番号1の仮置場の補償費等は、無償とする。</p>
	<p>正</p> <p>6-2-4 補償費等 本特記仕様書6-2-1に示す番号1～5の仮置場の補償費等は、無償とする。</p>

訂正箇所	正誤区分
<p>特記仕様書</p> <p>17頁</p> <p>17.保安に関する事項</p>	<p>誤</p> <p>17-12 保安に関する費用</p> <p>(1) 本特記仕様書17-2、3に要する費用は、単価表の項目で支払いを行うものとする。また、それら以外に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>(2) 受注者は、本特記仕様書17-3の表以外の箇所であっても、必要がある場合は交通保安要員を配置しなければならない。なお、監督員が交通保安要員の配置の変更を指示した場合は、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>
	<p>正</p> <p>17-12 保安に関する費用</p> <p>(1) 本特記仕様書17-2-1、17-3に要する費用は、単価表の項目で支払いを行うものとする。また、それら以外に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>(2) 受注者は、本特記仕様書17-3の表以外の箇所であっても、必要がある場合は交通保安要員を配置しなければならない。なお、監督員が交通保安要員の配置の変更を指示した場合は、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>

訂正箇所	正誤区分
<p>特記仕様書</p> <p>34頁</p> <p>23.工事細部に関する事項</p>	<p>誤</p> <p>(4) 施工</p> <p>特記仕様書 2 1 - 2 4 - 4 施工を下記に変更する。</p> <p>(A) 削孔を行う箇所は、鉄筋探査を行い、その結果を監督員に報告するものとする。</p> <p>(B) 鉄筋探査結果により決定した削孔位置にて削孔中に、鉄筋等を損傷させた場合は、削孔を中止し、損傷させた鉄筋の位置、種別を確認し、監督員に報告するものとする。その後の処置については、監督員と受注者で協議するものとする。</p> <p>(C) せん断補強筋の定着は、規定の品質を満足する確立された施工方法とするものとする。なお、施工計画書には以下の項目を記載するものとする。</p>
	<p>正</p> <p>(4) 施工</p> <p>(A) 削孔を行う箇所は、鉄筋探査を行い、その結果を監督員に報告するものとする。</p> <p>(B) 鉄筋探査結果により決定した削孔位置にて削孔中に、鉄筋等を損傷させた場合は、削孔を中止し、損傷させた鉄筋の位置、種別を確認し、監督員に報告するものとする。その後の処置については、監督員と受注者で協議するものとする。</p> <p>(C) せん断補強筋の定着は、規定の品質を満足する確立された施工方法とするものとする。なお、施工計画書には以下の項目を記載するものとする。</p>

訂正箇所	正誤区分
<p>特記仕様書</p> <p>36頁 23.工事細部 に関する事 項</p>	<p>誤</p> <p>23-18-4 当初契約金額 当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書29-17-3に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。</p>
	<p>正</p> <p>23-18-4 当初契約金額 当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書23-18-3に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。</p>